

平成22年第4回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成22年12月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年12月8日	9時30分	議長	酒井恵明	
	散会	平成22年12月8日	13時35分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	11番	原三夫		12番	平田通男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		税務住民課長	重松俊彦	
	教育長	松隈亞旗人		健康福祉課長	眞島敏明	
	会計管理者	平野勉		こども課長	内山敏行	
	総務課長	小野龍雄		農林環境課長	吉浦茂樹	
	企画政策課長	岩坂唯宜		まちづくり推進課長	大久保敏幸	
	財政課長	安永靖文		教育学習課長	毛利俊治	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1	第65号議案	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 2	第66号議案	基山町教育委員会教育委員の任命について
日程第 3	第67号議案	平成22年度基山町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 4	第68号議案	平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 5	第69号議案	平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 6		委員会付託

～午前9時30分 開議～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 第65号議案

議長（酒井恵明君）

日程第1 第65号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）

難しい質問ではないんですけども、今回、天本和典氏の委員の選任ということになりますけども、職歴を見れば天本建設の代表と。天本建設は、基山町に入札申請を出されてませんか。

それともう一点は、前回も固定資産については質問したわけですけども、もし基山町に入札申請が出されている会社の代表は固定資産の評価委員にはなれませんか。この2点について質問いたします。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

天本建設さんは入札申請はされておられません。

議長（酒井恵明君）

もう一点の……。税務住民課長。

税務住民課長（重松俊彦君）

代表者であっても固定資産評価審査委員会にはなれると思います。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

それだったら、もし天本建設が基山町に入札申請出されたということになれば、評価委員は辞退しなければならないという形になりますか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

固定資産の評価でございますので、工事関係とは関係はないというふうに思われますので、それはないと思います。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第65号議案に対する質疑を終わります。

第65号議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終結し、第65号議案を採決をいたします。

ここでお諮りします。採決の方法は投票によって決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名でございます。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に原三夫議員と平田通男議員を指名いたします。

ここで投票上の注意をいたします。同意票は○、不同意票は×、白紙は否とみなします。

ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（酒井恵明君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（酒井恵明君）

異状なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。立会人は立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（酒井恵明君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 12票

よって、第65号議案は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。お願いします。

〔議場閉鎖〕

日程第2 第66号議案

議長（酒井恵明君）

日程第2 第66号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。

本件については、本人が議場に在席でございますので、地方自治法第117条の規定により本人の退場を求めます。

本案に対する質疑を求めます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第66号議案に対する質疑を終わります。

第66号議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第66号議案を採決いたします。

ここでお諮りいたします。採決の方法は投票によって決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。お願いします。

〔議場閉鎖〕

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名でございます。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に原三夫議員と平田通男議員を指名します。

ここで投票上の注意をいたします。同意票は、不同意票は×、白票は否とみなします。

ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（酒井恵明君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（酒井恵明君）

異状なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わりました。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（酒井恵明君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 12票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 12票

よって、第66号議案は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解き、松隈亞旗人君の入場を求めます。

〔議場開鎖〕

日程第3 議案第67号

議長（酒井恵明君）

日程第3．第67号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の6ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正。ございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

第67号議案について町長にお尋ねします。

この前、3日の日に提案理由の説明がありました。その説明は、出された第67号議案の文案をお読みになっただけだった。いつも言うことなんですが、口頭で提案理由をされますが、今回の定例会、ほとんど提案理由は明記されてません。補正予算を組まれた必要性を説かれてません。必要性がない議案を議会に提出されたということは、無駄なことをやられてるんじゃないかと思いますが、町長の所見を問います。要するに、必要性がない議案を出されるということはどういうことかということをお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

提案の必要性がないから理由を書いてないということをおっしゃってるとは思いますけども、そんなことございません。提案の必要があるから提案しとるということでございます。これ片山議員とどうも考え方が平行線と申しますか、たびたびあれが出てくるわけでございますけども、口頭でも私申しましたし、あと説明を詳しくさせていただきますので、それがいわゆる提案の理由だということになるのじゃないかと。私はそう思っておりますし、そういう御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

そういう意識が欠けてるんじゃない、薄いんじゃないかと。例えば、今回地方債の補正が出されてます。地方債の補正も説明は、それが明らかな、要するにこれは今回災害があつて、そのために必要があるから出されたんですよね。ところが、その必要性が説かれることなく、意識がないからそこが表に出てこない。言われてるのはわかるんですけども。地方債は多分承認案件というか、上の同意がないとできないことだろうと思うんで、それで後から出てきた。本来だったら、自分のお金があれば、あつた時点で補正予算を、緊急ですから補正を組んで災害復旧に充てるんですけども、お金がないから地方債を発行して充てるということだったろうと思うんです。で、地方債についてはいろいろ承認の要る地方債がたくさんありま

すので、おくれたんだろうと思うんですね。その地方債を組まれるときも、要するに災害復旧があったから要るんだという必要性がなくて地方債を組んだという説明にどうしてもなりかねない、意識がないからですね。じゃないかと。そのあたり、財政課長どうなんですか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

今度の地方債につきましては、説明で申し上げましたように、9月でお願いしとりました災害復旧に対するものでございます。林道分でございます。ただ、その後、林道災害公共債につきましては財務省並びに農林水産省等の査定がございます。その額がはっきりしないと、予算でお願いしてるのは概算でございますので、その査定がはっきりしないと国庫補助等もわかりません。その後しか地方債の協議等は行われませんので、今回12月にお願いをしたということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

先ほど申したように、査定があることは承知で、だからおくれてるんですけども、一番大事なことは、この地方債を出すことは災害復旧のためであるということが大事なんですね。それが必要性なんだろうと思うんです。そこあたりは、時間の経過してる関係もあるし、そういう予算を組むということに必要性を余り意識をされてないからこういう結果になるだろうと。私ちょうど今ごろ、もう過ぎまして、今になると12月ですからばたばたしてる時期なんですが、大体9月から10月ぐらいに主計官の前に行って、まさに予算、庁内審議したやつを、部内審議したやつを必要性を説くわけですよ。事業そのものの必要性、それからそれぞれの中身の必要性を説くわけですけども、そこあたりが地方自治体では非常に少ない。

だから、私最初に申し上げたように、予算の組み方自体に問題があるだろうと、こう思ってるんです。例えば、我々、自分のことを考えても、1年間の収入見積もりをして、それから学費に幾ら要るよ、返済に幾ら要るよと予算立てるわけですよ。それが、これ基山町だけとは申しませんが、どうも地方は、要するに国から内示があった事項だけで当初予算を組んでいきます。だから、当初予算と言いながら年度の全体が見えない。そのたんに、指示があるたんに補正を組んでる。そうじゃなくて、あくまでも年間の収入見積もり、これは税込であったり、それから補助金だとか、交付金だとか、あるいは出資金等ですね。で、それ足りない分は地方債でしようとか、こういう収入見積もりをやられるわけでしょ。年間の総額が全部決まるはずなんです。それが決められてない。

基山町だけとは申しませんが、地方のやり方がそういうやり方で、そのたんに補正を組んで、だから額が確定しましたから補正を組みました、これは決算を全部やるわけですからね。そのために、昔は年度で全部処理しなきゃいけないけど、今は繰越明許費だとか、

それから継続費だとか債務負担行為を全部処置をしてやれることになってるんです。それからまた、各項ごとの予算の理由、これも全部議会の決議を受けることになってますよね。それがそのたんびで、議会自体も全体がわからないようになってるんじゃないかと思うんです。だから、事業が、お金があってこういう必要性があるから事業を組むんだという必要性が明確にされないために、議会のほうもそれを審議するんじゃなくて百年一日のごとく事項別明細書をめくって、本来事業というのは山をデザインするやつが、木とか石とか、その構成するものについてのチェックをして予算審議をしたとやってる、今までが。これは換骨奪胎ぐらゐの考え方を変えないと、予算がどうしても無駄になったり、いろんなチェックができないことになるんじゃないかと、こう思うんです。

年間やるというのは、事業を組むというのは、山をデザインして山をつくることなんですね。ところが、款、項あって目、節、ここらあたり全部自分が決めれることになってんですけども、そこだけを一一つめくってずっとやっていく。そういう結果になりかねない。全体の、じゃあどういふ町として事業、きのう政策予算という話が質問されてましたけども、どういふやろうかということの審議が、基本的な事項が欠けてるんじゃないかと。予算を組む、あるいは補正予算を組む目的、そういうことを前面に出していかないと、どうしても必要性が審議できない、こう思うわけです。町長も会社をやられてて、年間の計画なり、あるいは3年間の計画なり多分つくられてきたと思うんです。それが、町自体が今まででそういふふうな形でやってきてるもんだから、全体像が見えなくてそのたんびごとにやってきてる。

補正を組むってのは、もともと……（「どがんせれち言えばそれで……」と呼ぶ者あり）後から言えばいいんだ、そんなことは。（「説明はせんでいい、説明は」と呼ぶ者あり）そこらあたり根本がおかしいて、全体が。それは、そういうことになれてしまってるんですよ。ほかが見えなくなってるんだと私は思うんです。そこあたりは町長いかがですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

まず、先ほどおっしゃいました各課、財政課で理由の説明、聴取は当然っております。そして、それに対する査定もやっておるといふこと、これ1つ申し上げたいと思います。

それから、提案理由ですけども、山とか木とか表現もありますけども、事項別明細でそこで説明をするということ、これが何か今聞いてると余りにも必要ないような言い方、そしてそれにかわるものが提案理由だというような、私はそういう受け取り方をしたんですけども、よそのこと言ってもなんですけども、よその予算等につきましても、補正等につきましても、やはり事項別でやるところは特に提案理由がどうのじゃなくてそこで説明すると。ただ、事項別明細書で説明しない、事務組合とかなんとか、そういうところでは一括して提案理由といいますが、内容説明をするという、そういう形になっとるんじゃないかなと思います。したがって、事項別で御説明申し上げますので、それが提案理由じゃないかというふうに、

私はあくまでも今そういう考えを持っております。

議長（酒井恵明君）

次、ありますか。はい。財政課長。

財政課長（安永靖文君）

先ほど、地方債の件でおっしゃいましたけども、今回の地方債につきましては災害分でございます。災害分につきましては、説明で申しましたように100%需要額に算入されます。100%償還が終わるまで元利償還金に算入されるということで、交付税の対象になっております。一般財源で対応するのか、それとも起債で対応するのか、いろいろ考えまして、起債で対応したほうが交付税等に算入されるため有利であるという判断のもとに今回お願いしとるわけでございまして、先ほどちょっと言われましたけども、金がないから起債ができるというふうな、地方はそういうふうな制度になっておりません。地方債計画のもとにちゃんとした制度があって、その中で借りれるということで、赤字補てん債とかありますけども、それももちろん総務省と佐賀県知事との協議が要りますし、その許可が要ります。勝手に地方が、金がないから、そしたら市中銀行から金を借りましょうかとか、そういうのはできません。できるのは一時借入金だけです。ちゃんとした制度のもとに借っておりまして、そういうことになっております。

それからまた、地方の予算につきましては歳入ありきでございます。歳入があって歳出をどうするか、どういうふうに組むか、これが一番のあれでございます。国は、もちろん御存じでしょうけども、歳入がないと。歳出はこれだけあると。となると、赤字国債を発行できます。しかしながら、地方はそれはできません。税収があって、交付税を幾ら見込んで、それからその他の歳入見込んで、その中から歳出を決めていくという仕組みになっておりますので、議員おっしゃったように一方的にといいですか、金がないから起債が起こせるというような制度はございませんので、その辺は御理解いただきたいと思っております。（「最後」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

いや、3回終わりました。（「手続を聞いてるんじゃないんですよ」と呼ぶ者あり）本来は、まだ9ページの地方債には入ってません。流れで質問があったからお聞きしてましたけど、議長の進行に従ってください。

次行きます。議案書の9ページをお開きください。第2表の地方債補正について。重松議員。

2番（重松一徳君）

今、いろんな議論があって、私わからない部分だけ聞きますけども、今回災害が事業費として9,870千円かかると。補助率が2分の1ということで4,930千円。その充当率が80%ということで3,900千円と。限度額が3,900千円と。見れば、町債のほう、限度額いっぱい3,900千円町債を組むと。この利率が5%以内と。今、大変低金利時代ですので、その中で

あえて利率5%以内というのを借りる必要があるのかなと。どちらが得かなちゅう計算もあると思うんですけども、5%以内ということですので、実際は利率は何%になってるんですか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

これにつきましては、今政府資金がたしか2%以下というふうに思います。恐らく政府資金がつくと思います。あと、縁故債になりますと、これはもう競争入札になります。で、5%ちゅうのは、あくまでも以内ということであって目安でございますので、それ以下、もちろん5%で借りるつもりは毛頭ございません。一番安い利率で借りたいと。ですから、一番安いということになりますと縁故債でも1.5%以下と。1.3%というのもございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

競争入札ということでしょうから、佐賀銀行とか佐賀共栄とか入られるんでしょうけども、農協さんも入られるかあれでしょうけども、大体何社ぐらいがいつもこういうのには入られるんですか。よかったら、どういう銀行さんが入られてるんですか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

あくまでもこれは補助災害ですので、公共債ですので、政府資金だと。財務省の、もとを言いますと政府資金の資金運用部になると思います。ただ、普通の単独債とか、そういうのにつきましては縁故債で借りる場合があります。縁故債ですね。縁故債ちゅうのは市中銀行でございます。指定金融機関と、それから指定収納代理機関を主にお問い合わせをしておりますし、中には全国信用金庫ですかね、それから日本生命とか、そういうのも昔はありました。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。はい。

それでは、次へ行きます。事項別明細書をお開きください。3ページを。歳入の11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

12款1項4目・土木使用料。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

法定外公共物、ちょっと私、説明あったかと思えますけど、内容を、どういうものでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

法定外公共物といいますのは、里道、公有水面、そういうものを指しますが、今回お願いしてるのは、工事に伴いますところで水路に足場を設置されると。一時的なものでございます。その分の占用料でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

それは民間の方がされて、公共事業、町が発注したとか、その辺は。町が発注した分ですか。民間が発注されて町がされた。町がしたのには取らないんじゃないかと思えますが、その辺は。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今回の占用申請が出てるのは、民間の工事で民間がされる分でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。13款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款2項1目、4目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款2項2目、3目、4目、8目。10ページ全部いきます。松石議員。

10番（松石信男君）

うちの所管ですので余り聞くのはどうかというふうに思いますが、3目の衛生費県補助金で保健事業費補助金ということで、子宮頸がんなりH i bワクチンなりに対する県の補助金と。2分の1ということになっておりますが、この補助事業、何年度までの、もちろんこれは今年度の事業ということで来てるわけですけども、この事業自体何年度までの事業ですか。

議長（酒井恵明君）

衛生費、今の保健事業費の補助金の7,777千円。健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

保健事業費補助金につきましては、歳出のほうで子宮頸がんとH i bワクチン、それから小児用の肺炎球菌を上げさせていただいておりますけども、その分についての歳入としてここに上げております。今のところ、国は22年度分ということで又書等は来ております。これ想像ですけども、多分来年も、23年度も続くんじゃないかというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それじゃ、国は23年度までの限定事業ということで補助を出すということになっておるわけです。来年度までという形に、来年度の当初予算も当然これつけてくるという形になってくると思いますが、問題はその次なんですよね。じゃあ、24年度以降ですね。24年度以降が、今のところ国は補助をつけないと。2分の1補助をつけないという格好になっているというふうに思いますが、私もこれひとつ何としても継続をする必要があるというふうに思っておりますので、今回これは県の補助金というふうになっておりますけれども、本来これは国の補助金なんです。ですから、ぜひ県なり国なりにその辺は23年度までの限定事業とせずに継続してくれという、補助金を2分の1なり、もしくは100%してくれということを私は強く要請していくべきだと思いますが、これは町長どのお考えです。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

もちろん私もそれを望むところでございますもんですから、市町村会ですか、そういうところでひとつ強く県のほうに申し入れをいたします。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

ほかに。後藤議員。

3番（後藤信八君）

子宮頸がんとかH i bワクチン等の接種の補助で、これ歳出のところでいいんですけども、去年やられました妊婦の若い人に対する健診ですね。非常に低受診率でたしか終わったんじゃないかと思うんですけど、こちらはワクチン接種とかだから、それからまた中高校生とか組織立った動きができることでありますけども、接種率をどの辺に見込んでんのか。また、せっかくのこれだけの大きな補助事業なんで、100%を目指してきちっと接種させるということが大事だと思うんですが、その辺の対策を講じられたものがあれば。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

子宮頸がんワクチンの予防接種につきましては、中学1年生から3年生までの3学年と、あと高校1年生の合わせまして4学年分を見ておりまして、接種率が85%見ております。それと、H i bワクチンにつきましては、接種時期がいろいろありますけども、接種率は60%見ております。これと、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種につきましては、これも同じく60%ということで接種率を見ております。

子宮頸がんワクチンにつきましては、学校関係と連携をとってからやっていきたいというふうに思っております。H i bワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、うちのほうで乳児健診とか、あといろいろ相談事があつてますので、そのときにお母さんたちにしっかり情報を伝えたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

特に子宮頸がんの問題が、将来的に若い女性の人のがんを予防するということで大変大事な話だと。学校関係と連携とっても85%ぐらいしか、15%は接種できないというケースが出るということになるんですか。100%というのは、100%というのはしんどいかもしれないですけど、しんどいあれになるんですかね。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

85%見てますのは、年間通してできないということで、3カ月間、1月、2月、3月の3カ月間しかありませんので85%ということで見させていただいております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

きのう、政策予算の中にこれが入ってました、町長ですね。国が考えるときに地方自治体が受けるか受けないかは、これだけ補助金つけるから受けるか受けないかと、こういう話になって、確かに主体性があるわけだと思いますけども、とにかく考えるとき、これ必要性を、データの的にこれが地方自治体でも必要であるということが出てこない、国としては例えば考えるときに、これは2年間つけて、あとはなかなか地方やめれないだろうから、一回始めるとね。後、だから金切ったって地方はやるんだよと、こう考えちゃうんですよ、政策する方としては。だから、そこは地方自治体で、これはこういうふうのうちで必要だよということがあって受けるか受けないかを選択できるわけです。ここあたりを私が言う必要性をきちっとデータで示していかないと、国は国全体の、北海道から下は沖縄までのこと全部考えてやるわけですよ。確かに必要なことなんだと思います。ただ、それが、国として考えるときはそう考えちゃうんですよ。最初走り出せば、後は自治体で、国も無限に金があるわけじゃないわけですから。だから、地方自治体としているんなことは必要性をちゃんと明確にしておかないといけないよと申し上げておるんです。

先ほど、地方債についても、手続事項を財政課長説明になったですね、私は必要性を云々してんですけども。手続は全部わかってるわけです。じゃなくて、私が強調したいのは、要するに地方自治体は、こういう表現はよくないかもわかりませんが、国の政策に踊らされるっていうかね。全部、補助出すときもそれを考えて、仕組んで出すわけですから、よくお考えいただきたいというのが私のお願いするところなんです。ひとつそういうところで、これ大事なことだと思いますが、そういうことでお願いしたいと思います。必要性がないと、地方というのはどんだんやられっ放しですから、よろしくお願ひしたいと。

議長（酒井恵明君）

答弁は要りませんね。はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次行きます。11ページ、14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

15款1項2目。重松議員。

2番（重松一徳君）

15款1項2目ですね。12ページ。

議長（酒井恵明君）

そうです。

2番（重松一徳君）続

土地開発基金の利子が400千円と。私も詳しくわかりませんが、土地開発基金は今基

山町幾らあるんですか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

正確にはあれですけども、図書館予定地等を開発公社に貸し付けておりますけども、それを含めて3億円だと思います。程度だと思っております。はっきりした数字は覚えておりません。（「報告で出とる」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

重松議員、よろしゅうございますか。はい。

議員の方にお願ひします。質疑ある方は、以前も私はお願いしたはずですが、議長という名称で、私は書類を一生懸命見てますので、黙って挙手なさってもわかりませんので、申しわけございません、お願いしときます。原議員。

11番（原 三夫君）

今の件については、会計管理者が御存じじゃないでしょうか。責任者ですから、会計の。

議長（酒井恵明君）

平野会計管理者。

会計管理者（平野 勉君）

財政課長も答えてますけど、この場では正確な数字は資料持ってきておりませんので答えることができませんけど、3億円以上ありますが、ただ現金ばかりじゃございません。先ほども財政課長が申してますように、土地開発公社にも貸し付けをいたしておりますし、先行買収で土地を買ってる部分がありますので、そういうものを含めて3億円程度あります。正確な数字につきましては、9月の決算のときにもお知らせいたしておりますけれども、後ほど報告をしたいと思ひます。

議長（酒井恵明君）

します、報告を。（「土地開発公社の報告書のあるう」と呼ぶ者あり）

今の件ですか。重松議員。

2番（重松一徳君）

これは私の勘違いかもしれませんが、去年、サガン鳥栖の寮をつくりたいということで土地開発基金で購入している土地を基山町が購入しましたよね。土地開発基金で部分を購入したということになって、その部分のお金が、結局土地開発基金のほうにも基山町が購入したから行ったんだと思うんですね。そうすると、土地開発は今のところ何も事業計画はないと、毎年決算ではですね。しかし、今言われるように3億円近い金はあると。そうすると、将来、例えば図書館とかも言われましたけども、用地の分とか。土地開発基金そのもののお金が減るとということは、何か新しい事業をしない限りは減りませんよね。そうすると、今言われました3億円近いお金、これ将来どのようになる予定ですか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

土地開発基金の管理については、財政課が管理いたしております。それから、あそこの運用その他については会計管理者が行うということになっておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

土地開発基金と申しますと、土地の先行取得とか、そういうのを目的に設けてるものがございます。開発公社とほぼ同意味でございます。将来的に基山町がどういうふうになるのか、どういうふうな事業をされるのかちゅうのわかりませんので、今のところ金額が減る、増減をするというような考えはございません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。林議員。

8番（林 博文君）

今の土地開発公社、金額の増減がないちゅうことですが、私は土地開発公社関係の、前、委員ですか、それをさせてもらったときも質問しましたが、要は図書館建設用地をそのままずっと土地開発公社で所有されたような形になっとるわけですね。それを大体いつごろ、めどとしてですよ、あの土地をどうされるものか、その利用方法。それと返済、2億円、3億円ですたいね。そういうふうな計画はもうされなくてはならないんじゃないですか、やおらほったらかしになっておりますが。それか、土地開発公社は0でもいいっちゃないですか、事務員もだれもおらんけん。買い戻してよかっちゃなかですか、もうそろそろ。余りにもほったらかし過ぎのような感じがしますけど。利息だけを払っておるということですが、利息ばね。その点どうなんですか。

議長（酒井恵明君）

暫時休憩しようか。答弁できます。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

～午前10時20分 休憩～

～午前10時31分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩いたしてましたが、会議を再開し、先ほどの林議員の質問に対しては本議案から外れておりますので、関連はございますが、先ほどの基金の残高についての報告をしていただきます。平野会計管理者。

会計管理者（平野 勉君）

平成21年度決算で申し上げます。基金残高は349,662千円でございます。そのうち80,214千円は貸し付けをいたしております。また、内訳の中で、土地を先行買収で66,412千

円買っておりますので、21年度末現在で基金の残高は203,036千円が基金としては現金を持っております。

以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

質問者はよろしゅうございますね。これ重松議員やっつろ。

次進みます。13ページ、15款2項2目。重松議員。

2番（重松一徳君）

説明では、2台廃車して鉄くずで販売したと。その代金が36千円と。基山町は、例えば税金未納者から差し押さえして、その部分をインターネットのオークションに出されると。少しでも税込といいますが、取るというやり方されてますね。今度の廃車2台といいますが、例えば耐用年数が過ぎてると。十何年たつてるといっても、公用車というのは結構大事に使われておりますので、十分、まだまだ使用できようと思えばできるんですね。だから、基山町はこうして片方ではインターネットなんかでオークションなんかでされてるから、出そうと思えば、廃車してでも買ってくださいと。30千円でも40千円でも買う人がおれば、その部分が税込になりますね。しかし、鉄くずだったら2台で36千円ですよ。そうすると、これは基山町の財産を不当に販売したと、結果的に。形になりませんか。これ、やり方によっては財産ですよ。ひょっとしたら、軽か乗用車か私も知りませんが、50千円で売れたかもしれませんよ。やり方では。そうすると2台で100千円と。この辺は何かほかに、今から先の問題にもなりますけども、こういうふうな、例えば基山の町有財産を販売とか処分する場合のやり方については、もう少し検討する余地がないですか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

御指摘の内容は私もよくわかります。ただ、今回の場合は、町有車を購入して昭和の時代から使っておりました自動車でございますが、修理が頻繁であったということもありまして廃車をさせていただいたと。そういうふうにして販売をして、またいろんな面で買われた方には御迷惑をかけるというのがございますので、今回はもう二十数年たっております。昭和の時代に、ほとんど今3分の1ぐらいは昭和の時代に購入した町有車を、だましましと言っては語弊がありますが、修理をしながら使っているという状況でございます。そういうふうな車でございますが、御指摘のありましたような件も今後は十分に検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員よろしゅうございますね。はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

16款1項1目。後藤議員。

3番（後藤信八君）

育英資金のあれですけど、歳入でということではないんですが、21年度決算で貸付者が大きく減っていると。たしか18人おったのが13人まで減っていると。今年度何人に今現在なるとるかということと、貸付者がどんどん減ってる理由、その辺のことについてお願いします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）

平成22年度の育英資金の貸付者ですけど、今現在、大学生が9名で高校生が3名の12名でございます。21年度は、先ほど議員おっしゃいました13名でございます。貸し付けの募集等も今行っておりますけど、数年前と比較しますと若干貸し付けの人数が減っておりますので、理由等につきましては、本年度高校の授業料が免除というのがありましたので、その辺が高校生は少しあったかなと思っておりますけど、ぜひ今後ともPR関係を続けて活用を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

高校授業料の無償化があるから高校生が減るということはわからんこともないが、実際はしかし高校生がふえてますね、3名だったらね。大学生が減っていると。大学生がずっと減ってきてると。要は、20千円という金額が今の時代に本当にきちっと魅力があるものなのかということもありますし、それからたしか返済が、4年間借りて就職してから残り4年間で返さないかん、そういう形ですかね、基山の場合は。その分が、育英会とか全国的なやつとか、あるいは市町村によっては、4年間借りて残り10年で返すとか、あるいは返すときのあれを大幅に緩和して、実質無償というわけじゃないですけど、本当に奨学金という形にするところもありますし、その辺を工夫しないと、きのうの少子・高齢化の話じゃないですけど、そういうことも魅力の一つのアピールの材料になると思うんですね。

若い人、非常に今景気が悪くてしんどくて、教育格差、教育格差と言われてるときに、奨学金というのは、私も田舎のほうで奨学金をもらって大学行かせてもらったようなもので、大変ありがたい制度だと思っておりますので、そのことを今ようにきちっと見直さないと、今の時期にこういう奨学金がどんどんどんどん減るといってこと自体がですね、実祭。寄附はどんどんふえてますけど。その辺を基本的に見直すということについて、ぜひよろしく願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

答弁ある。教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）

育英資金の貸し付けにつきましては、最終学年卒業の翌月から三月を経過した日より6年以内で返すという、それを月賦または年賦で返すということになっております。貸付利子につきましては無利子でございまして、日本育英資金とかああいう部分は、一部は無利子ですけど、ほとんどが多分利子がついて償還をしてると思います。今後ともそういう部分については、育英資金の運営委員会もありますので、その部分で検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。15ページ、17款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

19款4項1目、4目。松石議員。

10番（松石信男君）

1つだけ教えてください。広域入所保育の受託事業で1,340千円と。非常に基山町の保育園が空きちゅうか、があるということでしょう。周りの自治体から利用していただいているということで、それはそれで結構なんですけれども、現在のほかの市町村からの受け入れ入所の人員と、どっから基山に預けてあるのか、それ教えてください。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

広域入所保育受託事業ですけれども、当初17名ということで予定をしておりましたが、今回の補正につきましては鳥栖市から11名、小都市から6名、筑前町から1名、吉野ヶ里町から1名ということで19名になりましたので、その部分補正させていただいております。

議長（酒井恵明君）

松石議員、よろしゅうございますね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。19款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

20款1項6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次、19ページの歳出に入ります。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項4目、5目。前のとですね。2款1項1目、2目、3目までですね。失礼しました。（「次です」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次、21ページですか。（「はい」と呼ぶ者あり）2款1項4目、5目。重松議員。

2番（重松一徳君）

5目の15節、工事請負の関係です。今回、旧内山建設の建物の下水道への接続ということで3,690千円組まれてます。9月議会には、屋根の雨漏りということで5,390千円組まれました。合計約9,000千円近い金が、95,000千円で購入した後にもう支出したと。実際、何に使うかは別ですね。町長のいろんな考えもありますから、そこを聞くわけじゃありません。ただ、一般的に、何に使うかというふうにしても一定程度使えるようにしなければならないということで今されてますね。じゃあ、あとどれぐらい、何に使うか用途は別として、あとお金がかかる予定ですか。あと何にかかりますか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

9月でお願いしました屋根の補修につきましては、財産管理費で5,000千円程度お願いしましたけども、そのうち2,500千円程度が屋根の補修でございます。それから、今後の予定といたしましては、一部内壁のはがれとかございます。それから、使い道によってはエレベーター等も設置しなければならないというふうに考えておりますし、それから空調関係も全部点検し、一部使われないものもございまして、そういうのも当然出てくると思います。エレベーターまで入れますと、エレベーターの金額ちゅうのはまだ今んところはじいておりませんけども、設計屋さんによると、直接民に頼むと安いんですけどもねちゅう話は聞きますけども、大体あと20,000千円強ぐらいはかかるんじゃないかなというふうには考えており

ます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員、よろしゅうございますか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次へ行きます。2款1項、同じ1項の6目、12目、13目。22ページです。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

この時間外、非常に多くの時間外が出ておると思っておりますけど、企画政策課、いろんな事業があつてあれでしょうけど、いろんな職員の健康管理の問題もありますし、まちづくりの関係もあると思っておりますけど、過重な勤務労働条件なり、その辺からはそういうことではないように努めていただきたいと思いますけど、12月の時点で430千円というふうな高額な時間外手当、この使途、内訳について説明お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、今、10月から協働のまちづくりの研修事業を行っております。この中でワーキングチームというのを特にまたつくりまして、いろんな研修等、地元説明会等も含めまして率先して対応する重点的な職員という位置づけで、9名それぞれの課から出していただきまして組んでおります。この職員の、当然地元説明会とかなりますと時間外、休日とか、場合によっては終わってから5時以降にもありますのと、今3時から基本的には5時まで月2回程度行っておりますが、内容によっては6時、7時になることもございますので、そういう中で今回時間外を追加していただいたと。協働のまちづくりの事業が主な内容でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

内部的にそういうふうな協働のまちづくり実施されておることは非常にいいことだと思いますけど、私たちに全然見えないんですよ、町民の方にはですね、町長を初めそういうふうにやられてるということが。私は、先ほど言われますように、地元に出てでもいろんな説明会とかするということな今お聞きしましたけど、そういうことこそ、こういうことをやっているといるんな意味で町民に、町政報告は出てなかったと思っておりますけど、そういうことで、こういうプロジェクトチームで協働のまちづくり事業についての関連でやっ

と。そういうことを庁外といいますか、町民の皆さんに知らせる人が、非常に、区長さん初めそういう人たちにも、どういうことをやってるんだらうか、協働のまちづくりは4月から始まるがというふうな観点があると思います。

私、こういうことこそ、いろんな団体長会議でされてるとは思いますけど、町の発信の大事な項目ということですけど、私、議会については今説明初めて聞いたんですけど、こういうことでやってるといふか、そういうことの、内部にそりゃ守秘義務じゃないか、外部に知らせる必要じゃないと。こういうふうな実施方針で協働のまちづくりを来年4月から行うと。それについては、庁内なり庁外、庁外ちいいますか役場外ですね、町民に対してこういうふうな働きかけをしていくと。そういうふうな実施要綱的な問題、協働のまちづくりを4月から施行するに当たって、どういう観点で役場職員の対応なり、町民へのPRなり、そういうことどうやっていくというふうな実施計画書等は、町長つくってあるんですか。つくるべきと。で、そういうのを町民の皆さん方、ホームページにも出しながら、来年の4月1日からの協働のまちづくりの実施に向けてお互い協働でいくと。役場だけの、職員の皆さん、先ほど言われましたように、各公民館とかに集会に行き行って職員の方も大いにPRしていくと。私、非常にいいことと思うんですよ。だから、そういう実施要綱的なものは当然あってこそ来年4月から施行に移っていくというふうな、基本方針等があるんじゃないかと思ってますが、そういうのをつくってあるんですか。あったら資料をお願いしたい。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

要するに、要綱的なものというわけじゃございませんけども、これからのスケジュールはちゃんとスケジュール組んでおります。まずは庁内ということ、職員ということ。そして、次に今度住民の方という、そのスケジュールだけは当然組んでおります。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

そういうことで聞きましたけど、今後の大事な問題、私はぜひスケジュールだけでなく、どういう目的でどういう意図でどういうふうにするんだと。そういうふうな実施方針といいいますか、そういうのをぜひつくっていただいて、役場の職員の皆さんと住民の皆さんが同じ共通認識に立つような情報の共有といいいますか、そういうことをぜひお願いをいたしたいと思います。それについてぜひ、担当課長どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、昨年度から6,000千円の事業費を使わせていただいて研修を行って

おります。ただ、昨年度につきましては、地域あたりに回らせていただいて区長さんあたり等も含めて説明をしたという経緯がございますが、その中で、いわゆる業者任せの説明等が多かったということで、非常にそういう面では批判といいますが、御意見いただいております。ですから、今回につきましては特に職員をまず研修をさせていただいて、地域に行かせていただいたときでも職員が中心となって説明をさせていただく、あるいは一緒になって理解をしていただくというような位置づけを今回持ちまして、今申し上げましたワーキングチームを特に今回結成をさせていただきまして、それに力を入れさせていただきまして、できるだけ地域のほうにも入らせていただきたいということで、今年度についてはそういう方針でやらせていただくつもりでございます。（「実施方針とかつくて」と呼ぶ者あり）それは今のところはつくっておりませんが、先ほど町長も言われました、スケジュールはちゃんとつくっております。

議長（酒井恵明君）

次行きます。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）平田議員。

12番（平田通男君）

今の時間外ですが、協働のまちづくり事業を今度委託したわけでしょ。その委託した6,000千円の金額の中に、職員とか、あるいは区長さんとか集めた研修をする時間外も含めてないんですか。一般財源からなぜここに持っていくんですか。6,000千円ですよ。しかも、年度途中から契約したんでしょ、あれ。その6,000千円の経費以外にこれだけ要するということですか。当然、そりゃ業者と話をして、時間外がもし必要なら、その中に組むべきじゃないですか。（「そうですよ。委託料の中に一緒に入っとらな」と呼ぶ者あり）いや、委託料の中に組み込んでいいんじゃないですかって言ってるんです。（「委託業者がしとっとやるもん」と呼ぶ者あり）そりゃ、仕事は違うと言っても。（「委託業者が職員ばそげんふうにさせたっちゃろうもん」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

まず、答弁を求めます。企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、緊急雇用対策というのがありまして、人件費相当分についてはそういう雇用をしていただくということでお願いをいたしております。ですから、職員研修につきましても、その職員の時間外ですね。内については当然私たちの時間内で職員対応しますので、それはそれで発生いたしませんけども、時間外につきましては、我々の事情のほうでさせていただいてるところがございますので、時間外につきましては委託料の中には含めておりません。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

そしたら、まちづくり条例をつくるために、極端に言ったら町の職員は物すごい時間使ってるわけですね。極端に言ったら、企画政策課はこれできりきり舞いしとるわけやろ。しかも、外部には6,000千円の金を出して委託をして、今の説明だと緊急雇用対策事業なんだから。実際には地元には、きのうも質問したけれども、雇用発生してないでしょ、ほとんど。1年間に1人か2人。そして実際に、具体的には町の職員はそれに時間外までつけなくちゃいけないような仕事内容になってるわけでしょ。これはそれこそ町長の政策だろうから、それだけ使ってもやれってことなんでしょうけどもね。相当の時間ですよ、こりゃ、恐らく。時間外もよ。時間内も含めて、職員がこのことに従事してる時間数というのは相当の時間数を要してると思うんですよ、時間外までしなくちゃいけないんだから。町長がそれでやれって言うなら、それでいいですけど。

さっき鳥飼議員から質問があったように、それならばそれで町民にわかるように、極端に言ったら、時間外のところに実際に対応する区長なんかを持ってきて、来てもらうとか、そういう具体的なことを、町職員だけやなくてね、やっていかないと、とてもやないけど4月1日から施行できないですよ。その辺の考えはどうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

まちづくり推進事業というのは、3年をかけたまちづくり基本条例を作成いたしております。そして、ことしの9月に議決をいただきましたが、昨年の9月に上げさせていただきましたので、昨年の9月から、当然審議いろいろいただきますので時間はかかるということが前提でございますけれども、体制づくりが必要だということで、職員がまちづくり基本条例に基づいた対応ができるような研修がまず必要だということで、それを主体に去年もさせていただきました。それと、地域の皆様方には、協働のまちづくりとはこういう形でやっていきたいということも含めて、PRといいますか、そういう御説明も含めてさせていただいたということでございます。

ただ、昨年につきましては余りにも最初から入り込み過ぎたということもありまして、なかなかわかりにくいという地域の方のお話もあって、そこら辺は反省をいたしまして今回に生かしたいと思っておりますが、まずは職員の、当然まちづくり基本条例に基づく仕事につきましてはそれなりの研修を積まなければならないということは前提だと思っておりますので、それについて主体的にまちづくり推進事業を使いまして職員の研修を行っておりますので、私としては、企画は事務局ですので当然でございますが、ほかの全職員につきましてもそういう心構えも含めまして研修をするのは当然と思っておりますので、それに対する時間につきましては当然必要になってくるというふうには思っておりますので、そこら辺でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

今、同僚議員のほうから質問がありまして、その関係で質問しますけど、職員が430千円という一般財源を使って協働のまちづくりに残業代で払うと。ちょっとこれはおかしいんじゃないかなと思ってます。今回の事業は、主に町職員の研修に充てられる事業ですね。私、一般質問でも申し上げましたように、9月議会ですね、反対討論までいたしましたけど、その中で、まだ区長さんを初め町民全体がこのことについてほとんど理解されてないと。ほとんどと言っていいほど。半分以下でしょう。そういう町長の答弁ですよ。職員もそういう意識がまだ薄いと。そして、何で時間外まで払ってせにゃいかんですか。

だから、今から中心となるべき区長さん、区長代理も含めながら一緒に研修を、例えば夜終わってですよ、5時終わって6時から、7時からするとか、それやったら時間外手当要らんでしょうもん。今回、じゃあこれに区長が、中心となる、今後のまちづくりの区長さんたちは主役と今からなっていられると思いますけど、この方も一緒にこの中に入ったら、時間外やるんですか、区長にも、手当か何か別に。役場の職員だけが協働のまちづくりで時間外もらって、区長とかほかの町民が来た場合は何もなし。おかしいじゃないですか、これは。本末転倒ですよ、協働のまちづくりの目的からして。思いません、そういうふうに。職員だけがあんた、妙なごと時間外とってよ。どげん思われますか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

そういうお考えに立たれば、当然そういう問題になるとは思っております。まず、区長さんあたりにつきましては別途、いわゆる時間外ですね、例えば休日とか夕方とか5時15分以降。こういう場合につきましては、参加をいただいた皆様方には時間外というのは支払いをいたしません。ただ、職員といたしましては時間外での対応をさせていただきますので、その分の時間外の支払いという形で、今回特にそういう説明会等につきましては時間外は、基本的な会議の中で普通の時間にはできないだろうということで、そういう日を選んでさせていただくためには、ワーキングチームの職員は出ていかなければならないので、通常の仕事の範囲だというふうに認識をいたしてるところでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。原議員、資料がマイクにかかってませんか。原議員。

11番（原 三夫君）

私は到底これは認めるわけいかんと思いますよ、私の考えではね。協働のまちづくりという観点から考えても、職員が、そしたら一応5時できちっと切って、5時15分、5時でしょ、仕事が終わって、その後に夜7時からでも今までもずっとやってきたやないですか。7時からして、職員も一般町民として研修は受けりゃいいじゃないですか、区長と一緒に、例えば、一緒に研修は、これはできないんですか。協働のまちづくりについて一緒に、職員だけの研

修でしかいかんわけですか。町民とか、特に区長なんか一緒に参加されることできないんですか。参加したら都合悪いんですか。そういう話じゃないでしょう。だから、職員だけに残業手当を払ってやるのはおかしいと。じゃあ、一応5時で区切りが公務はついて、その後7時からでも、何時からでも知りませんが、一応公務は一たん切って、そして一町民として研修を受けたらどうですかちゅうことですよ。そういう考えはできないんですか。町長どうぞ、町長。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

まず仕組みが、普通の職員については時間外とか支払いません、研修ですから。その中で、特にリーダー的ワーキングチームという、別に仕事として、チームとして協働について特に、自分たちの仕事とは関係なくこれだけにかかってもらってる部分もございますので、それについては、時間外が発生した部分については時間外の支払いになると。ただ、普通の職員についての研修については特に時間外とか支払いをしませんので、通常の、区長さんあるいは住民の方のそこ出ていくときには、それはまた別の時間外という形で職員のワーキングチームには支払いをさせていただきたいということですので、仕事としてワーキングチームは行きます。ただ、普通の職員は、研修とかというのは時間外とか関係なく研修を受けさせていただいてるところでございます。あとは町長のほうにお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

今、課長が申しましたように、全職員の研修については当然時間内でやるというようなことで行います。それから、ほかの職員、全職員ももっといろんな研修にも参加するべきだという御指摘もありますから、そういうことについては、これは任意で職員、強制っていうのはなかなか難しい問題だろうと思いますから、任意でそれに参加すると。区長さん方と一緒に勉強するというような、これは今までワークショップあたりでもそういう形態をとってきとるといふふうに思います。ただ、今度の場合はワーキングチームとしてこっちも任命をいたしまして、そして結局職員の研修、外部に対しても説明できるぐらいのスキルアップを図りたいというようなことでお願いしとるもんですから、これはやっぱり仕事の一環、ワーキングだといふような考え方をしております。

今、出前講座ってのもやっておりますけども、これもやはり時間外に、当然夜が多いんですけども、そういうことで出かければそれなりのことはするべきだろうということでございますし、それと同じような考え方というようなことでの超過勤務だと。それ自体が余りにもハードワークになり過ぎやしないかということであれば、別の観点からその辺はまた考えなきゃいかんということじゃないかと思えます。

議長（酒井恵明君）

原議員、いいですか。もう一回あるんですよ。（「もう一回いいですか。僕2回しかしてない」と呼ぶ者あり）そうです。平田議員。3回目です。

12番（平田通男君）

まちづくり条例の実際施行してる先進地というのが幾つでもあると思うんですよ。そういうところを私が調べた範囲内では、自分の町の財政状況を見て、時間外をつけてやってるところはないですよ。みずから出て、そしてボランティアとしてその中に入って自分の町をつくっていかうというようなことでずっとやってるところが大半ですね。

それから、そういうことなら、今後職員を各区に張りつけて、その人たちが時間外が発生するような状況になったときは出すわけでしょ。そしたら、張りつけられんですよ、これはもう。大抵夜しか会議しないんだから、各区は。それはやっぱり自分の、管理職は出ませんよね、もちろん。管理職は出ないから、管理職以外の人を出す場合にはそういう弊害も出てきますね。だから、考え方としてここに時間外が発生するということが私にはわからないわけですが、答えは要りません、もう。わからないということだけ言っておきます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

委員会のほうでやろうと思っただんですが、この問題は、2年前に私、協働のまちづくりの一般質問で基本的な問題をしたときに指摘をしております、この種の問題が起きますと。要は、協働という中で、どこまでが仕事でどこまでが協働、ボランティアの話なのかと。集まる人は全部ボランティアで集まって、こちらから出かける人は全部残業代もらうということじゃ合わなくなるんですよ、必ず。

去年、ことしですか、4月に勉強受けた氷川町、あれは残業0で我慢してもらいましたと。協働のまちづくりの推進とかいろんな、それありましたね。基本的にはそのことが発生するんで、単純に今回こういうことでワーキングチームの人に外に出ていってもらって、多分区長さんとか区の説明会とかに出ていってもらうんでしょ。そのための残業代でしょ。それは大変いいことやし、企画会社じゃなくて町職員の人が自分の言葉でしゃべって、すばらしいことだと思うんですよ。だけど、これから先ずっとそれを残業がついてやることになれば、だんだん理解が得られなくなりますよ、今後の活動としては。

したがって、むしろ逆に、それは残業代の問題と、例えば勤務シフトを、夜にかかる場合は12時から出勤するとか、残業代発生せん仕組みもできるはずですよ。そういうことを考えながら、協働のまちづくりに対する職員の勤務のあり方をきちっと整理してかからないと、その場その場でやりよったら、もう。だって、協働のまちづくりの話し合いつてのは夜か土日かしかないじゃないですか、地元では。それしかないでしょ。そういうことになってくるんで、大変な問題抱えてますよちゅうことを2年前に指摘しとると思いますよ。それをぜひ、

勤務のあり方をきちっと整理して、組み直すというんですかね。それを入れ込まないと、この問題はずっと多分、皆さん方労働組合さんと大もめにもめていく話になると思うんですよ。意見として申し上げときます。

議長（酒井恵明君）

今のことに対するの答弁。はい。企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

今、御指摘の件につきましては、来年4月1日以降になりますとそういう体制づくりで、例えば職員が出て、そういう話し合いになったときに一々時間外の対応するということについては、今のところ私のほうでは考えておりません。これはあくまでもまだ研修期間ということで、それに向けての職員あたりを含めてそういうことさせていただくというので、今回についての時間外でありまして、先につきましては、町長あたりが例えば地域に職員が入り込むという考えをお持ちでございますけれども、それについて時間外の対応を考えてあるかどうかというのは私のほうではわかりませんが、あくまでも今回につきましては研修期間ということでの位置づけで、今回については出させていただいてるところでございます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

先ほども申しましたように、今回の場合は職員に委嘱するというか、命令を下すということでございますから、それについてはそれなりの手当ということで考えております。ただ、これから先本当に、行き当たりばったりじゃいけませんけども、ボランティアとか任意とかというような、こういうことも職員も意識を持たせなきゃいかんと。それがまさに協働だろうというふうに思いますから、その辺のところはしっかりまた考えていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。品川議員。

6番（品川義則君）

やっぱりおかしいですよ。協働と言うなら、それを始めた途端からとか考えた途端から、みんな町民の方はボランティアで来るわけですよ。その中に、研修であろうが、事前であろうが、施行前であろうが、これに係るものは、職員の意識の中にもその意識がなければ伝わらないと私は思いますけども。どうしてもそういうものは見えてきますから、仕事だと、委嘱だとなると、余計にそういう意識で町民の方は見られるんじゃないですか。なかなか理解していただけないのも、そういうことが発端にあるんじゃないかと私は思いますけれども、協働っていうことを一番最初に考えた場合に、ボランティアで町民にお願いされるというときに、私は仕事であなたにお願いしてまますという話、仕事で私はここに来ていますから皆さんボランティアで公民館に集まってください、小ホールに来てくださいということで話はし

てないと思うんですね。総合計画をつくる時も皆さん呼びかけて、ボランティアで無償で自分たちでこの町をつくりたいということで来られたわけですね。それに対して職務ですからということで話をされると、全然意識が違いますよ。

まして今回、議会で議決をして条例が通って施行するというので、皆さん議員の中でも不安に思ってるんですけども、本当にできるんだろうかという話はあるんですけども、それに対してのこれだけ意識が違うなら、また立場が違うなら、これはとても理解は得れないし、条例をつくっただけで終わってしまう可能性も非常に高いと思いますので、もう一回考え方を、協働というものを見直していただければと思います。町民の意識と相当レベルがかけ離れてるものがあるんじゃないかと私は思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員、答弁必要ですか。はい。片山議員。

5番（片山一儀君）

話を聞いてると、協働のやり方なり目的なりのイメージがそれぞれ違うんですね。今は時間外勤務手当ですから、これは職権を使って、町長おっしゃったように命令を出すんですから、それは対価を払うべきである。命令、拘束をするわけですから、職員をですね。そういうことは協働という概念とはまた別の話で、管理をする側は当然ですよ、部下に命令を出せば。それを、業務なのにボランティアを命じること自体が、これ道理から外れてます。協働ということはまた別の話ですよ。協働やるかということじゃない、協働ということにやってるか、そうじゃなくて、業務として時間外に仕事を命じたらちゃんと対価を払うのは当然のことなんです、協働であろうとなかろうと。そういう概念に立たないと、協働ということ自体が誤解をされてると私は思います。命令を執行するためには、命令を出す立場になってみたらすぐわかる。命令を出したら、それに対してちゃんと払わなければ。管理者は命令を出す立場ですから、自分が幾らやっても管理者には手当つかないんですよ。人を拘束したら対価を払うの当たり前じゃないですか。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

うちの所管でございまして、委員会でもっと議論したらというふうにも思いますが、せっかく議論になっておりますので一言質問させていただきたいと思います。

4月1日からまちづくり基本条例、いよいよ出発といいますか、施行されていくというふうになります。非常に、いろんな試行錯誤、いろんな問題、いろいろなやつが発生するのは当然だというふうに思います。それも一つ一つ解決しながらやっていくと。最初から何でもかんでもうまくいくはずはないと私も思っております。ただ、確認させていただきたいのは、いろんなやり方、氷川町なんか出ておりました。各区に張りつけると。職員を張りつけてと

もに計画をつくっていくというやり方をどういうふうに考えてあるのか、まだ見えてきません、形が、どういうふうな形にするのか。仮にそういうふうにすると、17人必要ですよ、17区だから。だとすると、その人たちは4月1日以降、施行されても、張りついてもらう人たちについては無償でやってもらいますよということになるのかどうかですね。その辺について、ちょっと私まだわからないので勝手に決めつけて、今17人という張りつけて勝手にしておりますけれども、先ほど企画政策課長は、いや、来年4月1日以降については残業手当を出すのは考えておりませんというふうなことだったので、その辺まだ具体的な姿が見えませんが、その辺も含めて説明してくれませんか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

私の回答の説明がよくできなくて申しわけございません。今回の補正の部分につきましては、あくまでも今年度の、そういう出向いたり、時間外で夜検討したりしたときの時間外を支払わせていただきたいということですが、実際4月1日以降に発生いたします、町長が考えてあります地域でのそれぞれの役割ですね、職員の役割。これについては、私は今のところ、いろいろ私のほうが申し上げることでございませぬので、あくまでも今回の補正についてのみは今年度の研修についての時間外を上げさせていただいてるということでございませぬので、4月以降につきましては、張りつけるということについては私のほうではお答えができないというところでございます。（「町長にお聞きします」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

これから先の問題で、協働というようなこと、それから特に地区担当といいますが、地区に張りつけるという、これ条例にかかわらず、私前々からそういうことも必要だなというふうには思っておりました。しかしながら、条例がいよいよできるということになれば、本当に必要になってきたんじゃないかなというふうに思います。

さあ、それで地区担当職員がどういう仕事をやるべきか。例えば、運営委員会には必ず出るというようなことなのか、いや、何か要請があったとき区長さんと話しに行くということなのか、それがどの程度かということはまだこれから詰めていかなきゃわからんと。それから、よそでも地区担当というのは随分、私も新聞の切り抜きとかなんともたくさん持っています。そういうところで果たしてどういう形でなさっておられるのか、この辺も勉強していかなきゃいかんと。それによって、地区担当をどういう任務で、どういうやり方で持っていくかということはこれからの課題だろうというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次進みます。2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

同じく2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款4項8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款5項2目、4目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款・民生費に行きます。3款1項1目、2目、4目まで。原議員。

11番（原 三夫君）

2目の19節についてですが、地域介護・福祉空間整備というものがありますが、5,550千円。これについて具体的に説明をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

先ほどの御質問ですけど、グループホームの風のふく丘三ヶ敷にスプリンクラー設置と火災報知機の設置の事業費でございます。これは国からの100%補助で、うちを経由して補助を行うというふうになっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

今、火災報知機とかスプリンクラーの取り付けの問題と言われましたけど、これはついてないからついてないところは補助しますよと、そういうことですか。それとも、基準があると思うんですね、そういう施設は。どういうことをきちっとしとかないかと、施設関係でもですね、基準が。それに適合してなかったと、今まで。だから、その申請があったのかという話なんですか。どういうお話なんですか。その辺を。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

今言われますように、当初の基準では面積的に設置しなくてよかったということで、その後基準が変わりまして、面積が変わりまして設置基準に該当したということで、県のほうに申請をされまして補助金になったということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

そうすると、ほかに基山の中でもあると思いますね、こういう施設が。それは問題ないと。すべてクリアしとると。そういうことなんですか。全部ついてると、ほかの施設について。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

グループホームにつきましては、もう一カ所あります。それは、来年度に計画の予定をいたしております。もう一つ、小規模多機能の施設がありますけども、それにつきましては別の事業で今年度にスプリンクラー設置を行っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかに。松石議員。

10番（松石信男君）

今の老人福祉のところで、19節・老人福祉対策事業補助金2,160千円、まずこの内容についてお聞きします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

これにつきましては、本来6月か9月のほうで補正をしとかんばいかんやったものですが、ちょっと遅くなりましたけど、在宅で介護をなさってる方につきまして援助をしようということで、一人頭、月に10千円、18名の12カ月ということで2,160千円の予算計上をさせていただいております。これ介護認定とか関係なく、とにかく在宅介護で行っている方につきまして支援をしよう。助成しようということで予算措置をさせていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

非常に、介護されている方、本当に大変であります。NHKでも特集を組むとか、いろいろ

らなってます。来年度からこれ、でも減額するというようなこともちらっとお聞きします。これ町長にお聞きしますが、どのように検討されているのか説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

これは、たしかといいますか、今年度の当初予算で廃止しようかと。事業仕分けじゃございませんけども、そういうことも考えておったんですけども、それはぐあい悪いだろうというような、議会でそういうことでございまして、それじゃ何らかの形で検討しようということと来ておりまして、先ほど課長が申しますように、6月なり9月なりで補正を上げさせていただくのが本当だったと思うんですけども、今度に至ったということでございます。本当にいろいろ、在宅で寝たきりでということであれば大変なことはわかるんですけども、それはそれなりに、またほかのいろんな援助もさせていただいておるから、全廃とはいかないにしても半額程度というような思いはまだ持っております。最終的にどうするかというようなことまではまだ決定はいたしておりませんが、松石議員、どこでそういう情報が得られたか知りませんが、考えとしては、余りにも年間120千円というのはいかがかなというような、事業仕分け、検討というようなことは内部的にはやっております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

介護されている方の実態を、私はもっとつかむべきだと思うんですよね。私たちも直接はなかなかお聞きする機会はないんですけども、新聞とか、それからマスコミ等では、介護を受けている人よりも介護されてる方、この方の心痛といいますか、今老人の虐待出てますけれども、あれは虐待しようと思って虐待してるわけじゃないですね、本当に。いじめちゃいかな、しちやいかなと言いながらやってるんですね、実際問題として。というのはなぜかと。半うつ状態というわけなんですよ、している方が。本当に介護をしている、してあげたいんだけど、実際それかかってみると、がっ自分にとストレスがかかってきたり、いろんな問題が発生してくると。だから、それが表にあらわれたのが虐待だし、自殺じゃないですか。介護している人も介護受けてる人も自殺する、もしくは介護受けられてる人が殺してくれと、自分を。とか、いろんなもんが出てくると。なぜかと。やっぱ今の介護保険制度が不十分なんです。これはまだ議論の余地がいろいろあると思います。

しかし、そうしたときに、こういうふうになんか犠牲的にやられてるという方の心痛ちゅうのは、私は深く考えないかんと思うんですよ。高齢者の方を一生懸命にいただいと。今まで高齢者の方は一生懸命頑張ってきた。最後を、そういう意味じゃ死ぬまできちっと我々が面倒見るし、それから本人もできるなら納得して、死んでいただくちゅうと語弊があるわけですけども、そういうふうな風潮ちゅうか、それはつくっていくべきですよ。先ほどど

なたか、大山軍太議員じゃったかな、だれかちょっと、基山で最高齢の人がおらっしゃっちゃうことは非常に名誉なんだと、基山町にとっては、いいことなんだと。町のためにいいことと言われた。だから、そういう意味で、これは本当に考えて私はもらいたいということをよくお願いしときます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次進みます。3款2項1目、2目。品川議員。

6番（品川義則君）

2目ですね、の11節、需用費ですけども、修繕料ですけども、これ内容お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

11節の修繕料につきましては、保育園の給食室に給食を運ぶ台車がございます。その下のローラーが悪くなっておりますので、その分の取りかえ修理ということでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

昨年、給食室が改善されたと思うんですけども、そんなときのお話聞くと、搬入口が屋根がないということで、食材の安全性が納入業者のほうからどうかという話があったんですけども、その辺のところも検討いただければと思います。

それと、違いますけども、小学校の給食センター、あそこも屋根がないもので搬入のときに不安を持たれてますので、検討いただければと思います。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

これにつきましては、事前にも議員さんから御指摘いただいております。保育園のほうとも協議しながら検討させていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

同じく2目ですけども、一般質問では保育園の園児については伺いましたけども、ここに補正があるからということであのときはお聞きしませんでしたので、改めて伺います。

当初予算では、一般職が1名、保育士が14名、栄養士1名、技能職が3名ということで最

初当初予算を組まれました。6月の補正で、一般職で1名退職されますね。そして、今回また12月の補正で減が出てると。最終的に、今の1名減を加えた部分ですけども、職員数と、そして今度は臨時職員については、当初予算の金額からすると6,040千円これまたふえてるということで、職員数について説明をお願いいたします、臨時職員も一緒にですね。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

保育所費の中の給料につきましては、園長が1名ですね、園長、それから保育士が13名、それから事務補が1名、栄養士1名、それから給食婦のほうは2名になっております。それから、臨時職員につきましては25名登録いただいておりますけれども、常時入っていただいているのが15名ということになっております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

そうすると、当初予算からすると、保育士が14名から13名に減ってる以外は、栄養士も1名ですし、事務補が1名に給食員が2名ですので技能職は3名ですね。変わってませんね、栄養士1名だけで。そうすると、6月の補正と12月の補正では私2名の減というふうにとらえるんですけども、どのようなこれなってますか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

今回の2,954千円の給料の減額につきましては、保育士のほうが育児休暇が2名入っておりますので、この分で更正をさせていただいております。9月からの分と11月からの分の2名の分でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますね。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次へ行きます。3款2項3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目、2目、3目。重松議員。ごめんなさい。

2番（重松一徳君）

私のほう、文教厚生委員のほうには資料出してあると思うんですね。その資料を、まず私

たちにも出してください。そうしないと中身がわからないんですね。すぐできますか。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。質疑、どこ……

2番（重松一徳君）続

各種予防接種委託料の分ですね。濟いません。2目の13節、委託料の分についてです。

議長（酒井恵明君）

予防接種の委託料ですね。（「委託料ちゅうか、回数やら。回数から金額からすべてありますよね」と呼ぶ者あり）健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

申しわけございません。委員会のほうには提出をいたしておりましたので、すぐ提出はできます。（「濟いません。この提出をもらわないと次の質問ができないから、すぐしてくださいと言ってるんです」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

今欲しいというわけですか。（「はい」と呼ぶ者あり）できますか。じゃ、問い合わせしてください。ちょっとここ、はい、どうぞ。保留していきますが……（「先に行こう」「質問は」と呼ぶ者あり）質問は受けるけど、課長が今電話……（「後ですりゃよかよそこだけ」と呼ぶ者あり）4款1項全体を保留とします。

4款2項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項1目、2目、3目、5目まで。松石議員。

10番（松石信男君）

濟んません、きちっと議長ち言わんで。申しわけないです。

6款1項2目の19節の中山間地域等直接支払交付金727千円ということですが、今回この基準といいますか、交付金の交付の基準が緩和されたというふうなことも聞いております。それで、今、協定を結んだ集落といいますか、この集落名と、それから協定参加者ちゅうか、この制度ちゅうか、この事業に参加されてる方の人数、これについて御説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

中山間地域等の直接支払いの関係ですが、地域としては6地区でございます。まず、亀ノ甲地区が18戸、それから鎌浦地区が11戸、猪目地区が3戸、城戸地区が19戸、京ノ坪が11戸、丸林地区が12戸で、計の74戸でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

私は直接的に、猪目地区が地元でございますので、しかよくわからないんですが、今回の支給要件といいますか、緩和されたということで、たしか参加者が私は広がってきてるのかなと。これ非常に私は歓迎すべきことで、この事業も延期、延期ということですとずっとされておりますので、私もこれはいいことというふうに思っておりますが、その辺はどうなんですか。何か、参加者がふえてきてると。例えば、私猪目地区に関係してるち、直接は田んぼも持たないからしてはいないんですが、これ少ないというふうな感じもちょっとするんですけども、緩和された要件とその辺の参加者が、さっき報告があったのでちょっと少ないような感じもするんですが、わかれば。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

これにつきましては、面積が10 a 要件ていうか、田のほうは10万2,523㎡増と。それから、畑のほうは783㎡増になったということで、今回補正をさせていただいてるということでございます。

以上です。（「就農形態が変わって」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

お待たせして済いません。地区の拡大というか、そういうことで先ほど申し上げた面積がふえたということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。林議員。

8番（林 博文君）

同じ19節ですが、一つは今の中山間地域の支払交付金ですが、これは面積がふえた分を今の時期に払うわけですか。普通、3月に全体的には払われるわけですが、この金額の727千円を何で今ごろ払われるのかなと私も気になっておったところですが、これは面積がふえた分だけをその地域の集落に払われる金額ですか、普通は4,000千円か5,000千円か上がるわけですが。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

これは、先ほど申し上げました面積要件がふえましたもんですから、当初予算からしますと、当初で4,725千円予算をお願いしておりました。それが、総額として5,451千円というこ

とで増額なります。最終的支払いにつきましては3月でございますけども、今回予算の追加をさせていただいたということでございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

今のはわかりました。大変、松石議員が言われるように、確かに緩和によって面積が、あちこち飛んだところも今回入れていいと、1段の土地じゃなくてですね。それと、1ha以上が緩和になって小さい面積でも加入されるようになったということで、そういうふうな面積がふえたちゅうことは大変いいことだと思います。

それと、次の上の大豆被害の対策事業補助金、これは95千円ですが、確かにことしは7月ぐらいに長雨で大豆を1回も2回もまかれて、発芽不良でまき直しがあったと思いますが、件数的には何件で95千円、あとは農業共済のほうでも被害のほうを見てあって、農業共済の支払い関係も対象になってくるかと思いますが、この補助金というのは、95千円は何件の分ですか、件数的に。発芽不良の分だと思いますが。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

これは面積としまして、再播種面積でございますけども、816.85aでございます。

議長（酒井恵明君）

件数はわからん。

農林環境課長（吉浦茂樹君）続

件数は、それぞれ生産組合ごとにいただいておりますので、あと農家戸数としては私のほうで手持ちの資料では把握できておりません。

以上でございます。（「もう一回」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

もう一回。林議員。

8番（林 博文君）

大豆の被害関係については、ちょうど田植えが終わって梅雨時期に大豆をまかれるわけですが、来年は特に、1反当たり、今の民主党の所得補償方式で20千円に今度概算要求がなされております、米は15千円ですが。そういうことで、大豆の需要もふえてくるんじゃないかと思いますが、作付もですね。こういうふうな、1回まきつけて長雨でまき直しちゅうのが大変何回もことしもあっておったようですので、その辺については補助金の対象をしっかりと来年度も取り組んでいただきたいというふうに思うところです。これは要望です。

以上です。

議長（酒井恵明君）

それでは、健康福祉課長が在席されておりますので、先ほど保留した分をいけますが、まだあると。

ほかに。6款1項1目、2目、3目、5目まででございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

じゃ、しばらくお待ちください。資料を配付いたします。

〔資料配付〕

議長（酒井恵明君）

今、資料配付が終わり、目を通していただいとると思いますが、何か質疑……。重松議員。

2番（重松一徳君）

接種の中身については後で大山議員が聞かれるということですので、私はそれじゃなくて、接種費用が適正なのかという問題を質問いたします。

それで、それぞれの子宮頸がんとH i bワクチン、小児用肺炎球菌、トータルで接種費用書いてありますので、助成費用が接種費用になると思うんですね。そうすると、例えば子宮頸がんワクチン1回当たり15千円ですね。この15千円という金額はどこで決まりましたか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

今現在、産婦人科等とかのほうでワクチンを実施していらっしゃるところを大体平均しまして、15千円ということで上げております。

以上でございます。当然、高いところも安いところもございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

そうすると、例えば医師会とか相談されてされてるんだろうと思うんですね。私も詳しくその辺の、どういうふうにして接種費用の金額が決まるのかというのを最初理解できなかったんですね。いろんなところで調べてもらえればわかりますけども、例えば新型インフルエンザの今接種補助とかいろいろされてますね、接種費用。そのときに、私は金額的にはどこでも一緒なのかなと思ってたんですね。そうすると、例えば小都市は3,800円だった、久留米は1,179円、大刀洗も1,179円とか、それぞれの地区によって違うんですね。どうしてそういうふうになるのかというふうな質問が出たときに、これは交渉力ですと、交渉。交渉で決まるんですと、最終的には。

というのは、例えば新型インフルエンザとか、今回の場合も出るんですけども、子供に、幼児にワクチンを打つ場合は1本のうち半分がいいと、0.5人分。そうすると、じゃあワクチン代が例えば2千円かかると。したら、普通、0.5人分ですから1千円がいいと。しか

し、医師会はロスが出ると。だから、0.75人分で計算をしてくださいとか言われるそうです。いや、0.5人分でお願いしますと。で、これは交渉で最終的には決まっていますというふうな話なんですね。だから、今から先、こういうふうにいるんなワクチンの接種補助とかが出ますけども、その金額が地区地区によって違うとなれば、これはもうまさしく交渉力なんだと。

そうすると、健康福祉課長が、これ鳥栖、基山の医師会で決まるのかというのはわかりませんよ、しかし例えば鳥栖、基山の医師会だったら、鳥栖、基山の医師会と交渉して少しでも安い接種金額にするというふうなものは、今から先やろうと思えばできますか。これだけ確認させてください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

今、国のほうから基準単価、3ワクチンにつまましてですね、がこれくらい、まだ決まっておりませんが、一応流れてはきてます。で、県のほうがそれをまず県の医師会のほうと話をし、まだ話がついてないです、実際。それであと、H i bワクチンにつまましては15千円以上に基準単価が決まったときにオーバーした分をどうするか、そういう問題とか、いろいろワクチンごとに、基準単価をオーバーして設定されたらその分の補助はどうしていくのかとか、そういう問題もあります。ありますので、20日の日に1市3町で医師会のほうに出かけて行って話をするようになってます。単価は別にしまして、あと償還払いの件とかいろいろございますので、一応22年度から取り組むようになりましてということをお話をしたいと思っておりますので、今議員がおっしゃるように、確かにインフルエンザにつまましては交渉力といえますか、ちょっと格差がございます。それで、今回のワクチンにつまましてはできるだけ県の医師会のほうで通していただきたいというふうに基本的には思っておりますので、それを念頭に置いて鳥栖・三養基医師会のほうにもお願いをしたいというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

重松議員、よろしゅうございますか。松石議員。こっち先やなかった……。

10番（松石信男君）

いや、ちょっと1つだけ。済いません。

議長（酒井恵明君）

済いません。

10番（松石信男君）続

内容はまた委員会でしていいんですが、来年1月から3月の間にこれで、政府がこういうふうな事業に対して特例的に交付金をやるということで、2年間の限定事業ですけれども、無料で実施になるということにこれでなったわけです。で、1つお聞きしたいわけですから

ども、例えば子宮頸がんワクチン、接種回数を2回として予算を組んであります。それから、H i b ワクチンについても2回として予算を組んであります。接種回数について御説明ください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

先ほど、資料をお渡しをしましたが、その2つ目の資料に接種の、1回目打ったら次はどれくらい期間を置いとかなばいかんですよとか、そういうのを書いた資料をお渡ししましたが、それぞれのワクチンが1回打ってからそれぞれ4週間、1カ月程度置かなばいかんということで、それから次は半年後とかありますので、当然今年度に入り切らないということで、1月から打っても2回しかできないと。その後は23年度に回っていくということでございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員、大変失礼しました。大山議員。

1番（大山勝代君）

済みません。何か、こがんとも勉強しとらんとねって言われそうなのでちゅうちょしてますけども、妊婦の5回くらいから14回にぼんとふえたっていうのも私にしてみたら突然だったし、今回も、以前から6月議会で質問して、できません、9月議会でほかの議員から言われて、検討してます、そして今回は国の助成で、だから町もこれだけ8,000千円近くも金が補正予算として出たっていうことで、だったら基山は出し切ったのでいいけども、よそも、例えば佐賀県の20市町が全部これを今回するのかなっていう、素朴な疑問をです。で、もししなければ何か、例えば基山町がこれをしなくてそのままいくとするならば、ペナルティーみたいなものがかけられるのかなっていうのが1つ疑問です。

そして、接種率を、子宮頸がんが85、H i b と肺炎球菌が60、それから50、そういうふうになってますけども、以前にも出てましたけども、100%ということで出さなきゃいかんのではないかなって。でも、実績は多分低いだろうからって思いますけども、例えば乳幼児の3種混合などの場合、大体どれくらいの接種率があるのかっていうことをまずお聞きします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

まず、ペナルティーの問題とか、佐賀県内でどういうところが取り組むかという御質問なんですけど、20市町、何らかの形で3ワクチンについては実施していくと思います。あと、中身的にはばらばらだというふう聞いております。うちのほうは中学3年間と高校1年の4学年を対象にするということで、聞いたところによりますと、鳥栖市については中学1年生だけしか対象にしないというようなことも聞いていますので、対象学年がうちは4学年と

ってますけども、そこではらつきが多分出てくるというふうに考えております。

あと、ペナルティーの件ですけども、前回、先ほど申されました妊婦健診のときは、これに取り組まないと公表しますよというような厚生労働省から通知が参りました。ちゃんと公表するよということで、国がやめたら自治体はやめるところについては公表しますという、おどしじゃないですけど、そういう分が厚生労働省から来ましたが、今回についてはまだ来ておりません。

それとあと、ワクチンの接種率関係なんですけども、3種混合ワクチン、1回目、2回目、3回目とありますけど、平均しますと79.2%、これは年間通してですけども。あと、2種混合ワクチンが85.6%、ポリオワクチンが77.2%、日本脳炎が、これは昨年からの積極的な勧奨になりましたんでパーセンテージが悪いんですけども、9.7%、それと麻疹、風疹の混合ワクチンが91.5%、季節性のインフルエンザですけども、65歳以上の方、これは57.5%、これ1年間通しての接種率でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）

子供を持つ親にしてみたら、ワクチンをさせなければいけないというのはそれなりにわかってますので、今言われたのでは、私は予想としては意外にやっぱり高いんだなっていうのを今受けとめました。けども、先ほどの60っていうことにしたら、それ以上の率が上がってくるのではないかなと思ひながら聞きました。

子宮頸がんワクチンについては、これは予想ですけども、中学校間の格差が随分出てくるのではないかなって思ってます。基山中の場合、養護教諭、学校全体が性の教育等含めてどれだけ本気になって取り組むかで、高率で受けられるということになると思うんですね。だから、その辺は情宣のお願いをすると同時に、1つ疑問ですが、高校1年生についてはまた高校でということになるわけですけども、高校に行っていない子ですね、16歳の。その子についてはどうなりますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

今、言われましたように、中学校等は連携とってやって、東明館なりはやっていけますけど、地元の子供であって地元の高校に行っていないという子供さんについては、しっかり情報を伝達してから保護者の方にしっかりPRしていきたいというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員、もう一回。はい。

1番（大山勝代君）

少しだめ押しみたいになりますけども、今度の1月から3月までの期間、それから来年度ってことで限定ですが、先ほどもありましたように、これはぜひ継続してほしいとお願いをしたいと思います。

それから、H i bワクチンとか子宮頸がんもそうですが、何で中学生に今せにゃいかんかっていう知識が保護者なり本人なりになかなか、それからH i bにしてもですね。それを、情宣は広報なりで、先ほど言われた乳児健診のときとかって言われましたけども、それを通常ではなくてももう少し頻繁にしてほしいという要望です。

以上です。

議長（酒井恵明君）

答弁は要りませんね、要望で。はい。

ここで13時まで、午後1時まで休憩します。午後1時から8款に入ります。よろしくお願
いします。

～午後0時2分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

一般会計の事項別明細書の33ページをお開きください。8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款3項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目、2目。重松議員。

2番（重松一徳君）

全般にかかわることだと思うんですけども、鳥栖・三養基地区の消防事務組合の負担金が今回12,863千円追加されております。説明のときに、地方交付税の64%を充てたというふうな説明だったと思うんですね。私もよく意味が最初わからなくて、例えば基準財政需要額で消防費、単位費用が21年度は11千円と。それが今回、22年度は11,400円になってますね。そして、基山の人口が、これは平成17年当初の人口ですので1万8,889人と。それで計算する

と、需要額が281,295千円になるということですよね。しかし、いろんな分を含めて64%です、地方交付税の。この64%という意味をまず説明お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

消防の負担金につきましては、発足時に算出根拠という形で打ち合わせが行われておりまして、今言われましたように財政需要額の単位費相当額、当初予算でいけば11千円、それからそれに救急業務費単位費用の2,585円を引きまして、財政需要額の分から先ほど言いました救急業務費用を引いた分に64%を掛けるという算出根拠を広域のほうで定めてあります。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

そうすると、残りの36%ですね。これは消防で使わずにほかのところで使ってるということで、私もそれがどこで使われてるのか、地方交付税の中で来るもんだからわかりませんよね。例えば、小学校とか中学校とかの教育費、そちらのほうに回っている可能性もあるのかなというのも思ってるんですね。

それともう一つは、今の消防署が、鳥栖・三養基の消防が、じゃあ人的な面含めて十分足りているのかと。例えば、平成17年度から基山支所ですね、基山分署、5名体制から4名体制になってますね。そうすると、例えば救急車が1台出動すれば3名乗務ですよ。そうすると残りが1名と。例えば、去年火事が、21年度は先ほど調べたらぼや含めて火事が5件あると。もし、ぼやの5件火事のとくに、例えば救急で出てたら残りが1名と。だれかが、非番の職員が呼び出しがかかってこない限りは、消防自動車も3名いなければ出せない。昔は5名だったから、2人は残っている関係で、1名が非番か休みで出れば出動できたけども、今は出動できないんだというふうな話を実際の消防署の職員から私聞いたんですね。

こういう問題がある中で、もともと基準財政需要額でなってる部分が、逆に言えば削られて消防の費用に入っていないと。だから、もう少し、早い話が負担金をふやす、これは基山だけじゃないですよ、全体的にすることによって、人的なもの含めて消防の拡充といいますか、これをしないと、特に基山なんかはせっかくな設備があって、分署もあって、消防自動車もあるんだけども、もし実際火事のとくにに出動できないというふうな問題発生しませんか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

広域消防に関しましては、ある程度広域団体の中での協議の中で定められてる部分の配置等も含まれておると思いますが、本来常備消防に関しましては、今言われますようにどこまで、100%がどれだけの人員配置で成り立つというのを、向こうからの要望等はある

と思います。ただし、それが100%、通常、先ほど言われました21年度で5件火事が発生したから、その分を当然この配置の中で運営していかなければならないという考えもあると思いますけれども、逆に行政のほうに関しましては行革を推進しているので、これ以上まだ広域消防に対してお金がかかるのかというような意見もあります。だから、そういったぎりぎりのところで消防のほうも頑張っていると思いますけれども、そういうところも加味して64%の負担率と。残りの分については非消防のほうにも入っておるといような考えのもとに作成してると思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

一般質問じゃないのでそんなに詳しく聞きはしませんけども、先ほど言いましたように、せつかくある分署が機能できないのではないのかという問題が発生する可能性が私はあると。そして、今言われましたように、確かに行革含めて平成23年度から24年度にかけては定数も減りますよね。多分、平成24年4月ぐらいからは128名体制とか、今134名体制からとか、ずっとありますよね。そうすると、例えば消防というのは日ごろは何も、これは救急自動車にしても火災にしてもそうですけども、日ごろ平穏なときにはそれは待機と。ないですよ。しかし、いざ火災とか救急とかという場合に迅速に対応してもらわなければ意味がないですね。だから、片方では大変無駄みたいな形になりますけども、十分対応しとかなないと、例えば言いましたように、救急自動車が出動しとけば消防自動車は出動できないと。これほど逆に言えば無駄なことないですね、いざというときに役に立たないんだから。

だから、そういうことがないようにしてもらいたいというふうなことでは、当然財政面含めてからしなければならぬと。そうすると、財政面では、言いましたように、基準財政需要額で消防費については1人当たり400円金額ふえてるんですね。その400円が、先ほど言うように64%しか消防費には入ってないと。あと残りの36%はほかのところに使われてるとい問題があるんじゃないですかと。だから、こういう問題も含めて検討していただきたいということで、今回また鳥栖・三養基の消防事務組合の議会もあると思いますので、議員さんが議長と総務課長というふうなこと伺いましたので、ぜひともこういう問題も含めて議論をしていただきたいという要望だけ最後に申し上げておきます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款2項1目、2目、3目。重松議員。

2番（重松一徳君）

39ページですね。

議長（酒井恵明君）

はい。39ページまでです。

2番（重松一徳君）続

基山小学校の振興費、そしてまたその次のページの中学校の分にも関係することですけども、要保護及び準要保護児童援助金で今回107千円追加されております。私は、言葉がまず理解できないもので、要保護と準要保護児童ですね、言葉の説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）

要保護及び準要保護の児童の援助費でございますけど、要保護と申しますのは生活保護該当者という意味です。準要保護といいますのは、生活保護に準じた生活水準というか、収入等があるということが準要保護でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

要保護が生活保護と。準要保護が生活保護ぐらいの収入世帯と。そうすると、これは計算から出ると、例えば平成22年度、ことですけども、生活保護世帯の標準ですけども、42歳夫婦、子供が1人、12歳の子供、これでいうと所得が1,380千円ですね。1,380千円、生活保護として最低人間らしく生きる分ということで出されておるのが1,380千円なんですね。そうすると、生活保護世帯には1,380千円の扶助をしますというのがあるんですね。準要保護というのは、生活保護世帯と同じレベルの所得を考えてあるんですか。例えば、先ほど言いました標準で、42歳夫婦で12歳の子供がある家庭は1,380千円なんですよと。

なぜ関係あるのかといえ、よそは準要保護のとらえ方が、生活保護世帯の1.2倍の所得、例えば今言いましたように、1,380千円と言いましたけども、1,380千円の1.2倍の所得以下の方は働いてある世帯でも準要保護なんですよということでされてるところもあるんですね。で、1.0倍のところもあるんですね。基山はどちらのほうで準要保護をされていますか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）

基本的には、生活保護水準の1.0ということにしています。例外的に、母子家庭とか、そういう家庭は1.2まで見るということで基準を決めております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

今、大変、ワーキングプア、働きにくい、働いてもなかなか所得がないと。働いても生活保護レベルまでの所得が出ないという家庭もあるんですね。ところが、先ほど言いましたように1.0倍と1.2倍とでは、この0.2倍というのは低所得者の中では物すごく大事な金額なんですね。だから、よそでは準要保護を1.2倍と。場合によっては1.3倍ちゅうところもあるんですね。大木町、小郡でも1.2倍なんですね、この近くで言えば。朝倉も1.2倍、筑前も1.2倍で計算されてるんですね。それによって、これ児童の分の就学援助ですので、就学援助いろんな部分、例えば小学校の入学から学用品、給食費、そして修学旅行費とか、いろんな部分に当てはまってくるんですね。だから、基山町の場合もできたらこの枠を拡大してほしいと思いますか、特に準要保護のとらえ方ですね。

基山町が1.0倍というのは、多分一番初期のときの扱いで、全然見直しがされてないからそういうふうになってるんだらうと思いますけども、今ここの見直しをしないとだめなんだという意見も物すごくあるんですね。だから、ぜひともお願いをしておきたいと。法的な問題で必ずこうしなければならないという、何か法的な問題はないと思いますけども、基山町の裁量でできると思うんですね。ですので、ぜひよろしく願いしておきます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。10款3項1目、2目。（「44ページですか」と呼ぶ者あり）44ページ、まだ行ってません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款4項1目、5目。重松議員。

2番（重松一徳君）

1目の19節ですね、婦人会活動育成費の補助金450千円。前回説明がありましたように、解散に伴ってこの分については更正したと。婦人会活動というのは、婦人会は確かに解散しました。しかし、各地区にサロンということでいろんな活動がされてますね。例えば、7区にはふれあいサロンとモンキーサロンという2つのサロンがあります。その中で、この地区の女性の方が高齢者の世話からいろんな分、また世話なんかも勉強会含めてされてます。松隈教育長の奥さんも一生懸命されておるので、御存じだと思います。ただ、そういうサロンが活動するときには、例えば7区でまた今回もいろいろ活動されてますけども、歳末助け合いの義援金の配分なんかを、社協の部分ですね、社会福祉協議会の歳末助け合いの義援金を使って、そしていろんな取り組みされてるんですね。

だから、婦人会という活動はなくなったけども、それに準じて伴うそういうサロンとか、いろんな部分の活動に対しては、せっかくこうして補助金というのがつくられてあった関係では、全額更正するんじゃないで、婦人会というとならえ方を今までの一つの基山町にあった婦人会のとならえ方じゃなくて、各地区でそういうふうに取り組まれてるサロンの活動の補助に回すということがされれば、ますます、サロンは自主的な活動ですので、企画をつくって、その企画をもとに予算つくって、その予算をもとに、さっき言いましたように歳末助け合い運動から、義援金から補助してもらって、それをもとに活動されてますけども、基山町もせっかく組んでありますので、それを全額更正じゃなくて運用の仕方を変えていただいて、ぜひともこういう、婦人会じゃなくて女性の地域での活動に生かすような方法ちゅうのは、町長何かできませんか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

できないという話じゃないとは思いますが、今議員おっしゃった各地区のサロンですね、これは社協の担当というか、仕事の一部だということ。これは、もともとふれあいのまちづくりというようなことで、各地区にそういうサロンを立ち上げてというようなこと。これまた県から年間幾らか補助が来てました。それに乗っかってやったら、2年目で打ち切りだと。大体、6年の計画だということだったんですけど、2年目でだめだと。後はないというようなことでしたから、それじゃおかしいだろうということで、もう一年延ばして3年間補助をもらって立ち上げた。それから先は自分たちでやりなさいというような、そういう考えのサロンということでした。それじゃ余りにもということ、今社協のほうでも、それこそ若干だと思えますけども、幾らか補助をしてるというようなことで、実情はそうでございます。だから、これをそこに充てるのが果たしてどうなのかと。サロンはサロンでそれなりに努力してやっていただいておりますもんですから、それとこれと一緒にするのはいかがかなという感じはします。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

婦人会の活動、同じなんですけども、関連なんですけども、今まで成人式とか敬老会とか、婦人会の方が御苦労いただいていたんですけども、それを区のほうで出してくれということでされて、3区のほうでも運営委員会をお願いされて、うちでは組合長が出ておるんですけども、そういうふうな婦人会がされていた仕事、仕事じゃないんですけども、役割を区のほうへお願いしたということは、どうしてそういうふうに、考えのもとになられたのか、その辺をお聞きしたいんですけども。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）

成人式の受け付け関係に関しての、成人者のお祝いということで、各区から御協力いただけないだろうかということで区長会のほうにお諮りしましたけど、今年度については、年間とかで各種の行事に対しての動員ていいますか、順番を決めてるところもあるということで、もう一回協議をしてくれちゅうことでうちのほうに返されました。で、うちのほうでその手当てを、うちの職員とか、ほかの面でお願いするような形をとるちゅうことで今検討というか、協議をいたしております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次行きます。10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

11款1項1目、2目。林議員。

8番（林 博文君）

農地農業用施設災害復旧工事ですが、これは町長の町政報告の中にもありましたように7月の豪雨による災害復旧の工事だと思えますが、場所と箇所、何カ所、それと補助率、国、県、それと町の持ち出し、それと農地が何件か、農業用施設が何件か、それをお聞きしたいと思えますが。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今回お願いしております分につきましては、9月13日に農林災害査定を行われまして採択された分でございます。本年度の農地農業用施設災害復旧につきましては、2カ所ございまして両方とも農地でございます。補助率は通常の5割ですが、ことしは激甚災の指定を受けておりますので、12月の末近くに農政局で補助率増嵩のヒアリングがございます。それに基づきまして補助率がかさ上げになりますので、それはまだ確定はいたしておりません。ですから、それは確定は年明けてになりますので、3月のまた補正で対応させていただきたいと思えます。で、これはすべて国の補助ということで、受益者がおられますので町からの持ち

出しはございません。

以上です。

議長（酒井恵明君）

何カ所か云々はわからん。2カ所。林議員。

8番（林 博文君）

今回の復旧工事は農地の2カ所ということですが、主にこれは畦畔の修理が主でしたか。

それともう一つは、10ページと、国と県の補助率が3,370千円と国からの分が2,950千円を足しますと6,320千円になりますが、この金額とここでは合わなくていいわけですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今回につきましては、先ほど申しましたけれども、確定がいたしておりません。ですから、はっきり補助率増嵩で額が確定しないと、またこれは工事入札をした結果によつての額の確定になります。また下がってきます。ですから、これ今15節で工事請負費をお願いしとる分につきましては、査定設計書に基づきました金額でございます。ですから、これに基づいて実施で単価をもう一度組み直すようになります。ですから、それに基づいて入札に付しますので、今歳入のことを申されましたけども、それは若干違ってくることもあります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

45ページ、13款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので……。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

49ページ、給与費明細についてお尋ねします。

49ページの給与費明細につきまして、今回の補正で合計で11,000千円減額になってます。

で、これは11,000千円の給与費、職員手当が減額ですけど、職員が2人ぐらい少なくなったのかなと思ってんだけど、職員数はそのまま134名と変わってないと。それで、50ページの給与と手当の内訳、明細として、その他の増減分と2つありますよね。これの内容が、11,000千円から減額になってますから、その分については職員が退職とか、そういうことによって減額になったのかなと思ったけど、そういうもんじゃないような感じで職員数が変わってないということで、この内容につきまして、私推測するのは休職者とかその関係かなともちょっと思ったんですけど、その辺を総務課長、説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

御指摘のとおり、産休の職員、それから3カ月が病休になります。3カ月以降は休職者がおるといことで、きのうも出ておりましたようにマックスで7名の病休が出て、そのうち今のところ1名退職で6名が長期休職に入ったと。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第67号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第68号議案

議長（酒井恵明君）

日程第4 第68号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の11ページをお開きください。第1表。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入、3款1項1目、3目。重松議員。

2番（重松一徳君）

説明では、3目ですけども、特定健康診査の負担金、国、県もそうですけども、50%目標が実際は38%だったと。少しでも受診率を上げたいということで、課長及び担当係長、各区を回られましたね。そして、受診が必ずしも基山町の総合健診や病院だけじゃなくて、ほかの市町の病院でもしかかって、そこで健診を受ければ、そのときに特定健診も一緒に受けてくださいと。そうすることによって基山町の特定健診の受診率のカウントが上がりますというふうな説明、ずっとされましたね。それされたことによって受診率は上がりましたか。

なぜ聞くかということ、特定健診をなぜしなければならないのか、これがどういうふう

診率が関係するのかと。後期高齢者医療制度に伴って、もし受診率が悪ければ後から罰則と
いいますか、後期高齢者の負担金が1割増しとかというのもありましたよね。だから、どう
しても受診率を上げなければならないということで苦労されてると思うんですね。その辺を
町民なかなか理解できないというのがあるだけに、なかなか受診率も上がらないと。それも
ずっと詳しく各地区で説明されましたけども、されたことによって受診率に変化ありました
か。どうですか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

各区の運営委員会のときに伺わせていただきまして、説明をさせていただきました。そし
て、個別健診につきましては、3月まで個別健診の対象の年度はまだ残ってますので、個別
健診だけ言わせていただければ受診率は上がっております。

議長（酒井恵明君）

重松議員、よろしゅうございますか。はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8ページの歳出に入ります。総務費、1款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

11款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

予備費、12款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第68号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第69号議案

議長（酒井恵明君）

日程第5．第69号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の14ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正。歳入、歳出、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入、6款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6ページの歳出に入ります。2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第69号議案に対する質疑を終わります。

以上で質疑のすべてを終了いたしました。

しばらくお待ちください。ただいま付託表を配付いたします。

〔資料配付〕

議長（酒井恵明君）

付託表の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、お諮りいたします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙付託表記載どおり、これを総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業環境常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後1時35分 散会～

